

結核定期健康診断の実施と報告について

学校、病院、診療所、助産所、介護医療院、介護老人福祉施設、社会福祉施設、刑事施設の代表者、管理者の皆様へ

○ 結核定期健康診断の実施と提出のお願い

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。）第53条の規定により、結核に係る定期の健康診断を実施し、保健所に報告しなければなりません。

結核の定期の健康診断は、結核の感染のリスクの高い集団や、結核を発病すると周囲に感染させるおそれが高い者等に対して健康診断の実施を義務付けることにより、結核を早期に発見し、集団感染を防ぐことを目的としていますので、年に1回の健康診断の実施とその報告についてご協力をお願いいたします。

対象施設	実施義務者	対象者	実施時期
学校 (※1)	学校長 理事長 など	業務に従事する者 (※3)	毎年度
		大学、高等学校、高等専門学校、 専修学校又は各種学校の学生・生徒 (修業年限が1年未満のものを除く)	入学した年度
病院 診療所、歯科診療所 助産所	院長 所長 など	業務に従事する者	毎年度
介護医療院	院長など	業務に従事する者	毎年度
介護老人保健施設	施設長 理事長 など	業務に従事する者	毎年度
社会福祉施設 (※2)		業務に従事する者	毎年度
		65歳以上の入所者	65歳に達する日の属する年度以降において毎年度
刑事施設		20歳以上の被収容者	20歳に達する日の属する年度以降において毎年度

※1 学校教育法に定める学校のほか、専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く

※2 社会福祉施設：社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号～第6号までに規定する施設

第1号：生活保護法に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設

第3号：老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム

第4号：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設

第5号：削除

第6号：困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に規定する女性自立支援施設

※3 常勤・非常勤を問わず、業務に従事している者。パート・アルバイト等を含む。

○方法

喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査（一般的には胸部エックス線検査）

○報告様式と記入例

・様式：結核定期健康診断実施報告書（第26号様式）

報告様式は横浜市のホームページからダウンロードできます。